

石綿含有廃棄物等の適正処理に向けての取組み

大阪府環境農林水産部
循環型社会推進室産業廃棄物指導課

○大阪府産業廃棄物指導課の 石綿含有廃棄物適正処理に向けての取り組み

■ 建設リサイクル法説明会での周知

令和元年度実績

- ・発注者向け（令和元年8月6日）
- ・施工業者向け（令和元年8月1日、令和2年1月14日）

令和2年度実績

- ・発注者向け（令和2年8月12日）
- ・施工業者向け（令和2年7月31日、令和3年1月14日予定）

■ リーフレットの配布

建設リサイクル法窓口、建設業法窓口にて配布及び設置

- ・アスベスト廃棄物の適正処理について
- ・地震災害時に発生するアスベスト廃棄物の適正処理について

＜発注者説明用資料＞

■ 発注者の責務

＜基本事項＞

建設廃棄物の処理責任は「元請業者」にある

廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)第21条の3第1項。



「発注者」は、排出事業者である元請業者が建設廃棄物の処理責任を果たせるよう、立場に応じた責務を果たさなければならない。



発注者の責務とは？

<発注者説明用資料>

■ 発注者の責務

- 廃棄物処理法においては、建設廃棄物の処理責任は元請業者にあるが、発注者として、元請業者により建設廃棄物が適正に処理されることを確認することが重要。

<発注者の責務と役割>

※「建設廃棄物処理指針(平成22年度版)」(環境省)を一部改変し作成

1. 建設工事を行う以前からの廃棄物を適正に処理すること。
①建設廃棄物の処理方法 ②処分場所等処理に関する条件
③建設廃棄物を再生処理施設に搬入する条件等
2. 元請業者に行わせる事項については、設計図書に明示すること。
3. 企画、設計段階において、建設廃棄物に関する以下の項目について積極的に推進すること。
①建設廃棄物の発生抑制
②現場で発生した建設廃棄物の再生利用 ③再生資材の活用

<発注者説明用資料>

■ 発注者の責務

<発注者の責務と役割> ※つづき

4. 積算上の取扱いにおいて適正な建設廃棄物の処理費を計上すること。
5. 元請業者より、建設廃棄物の処理方法を記載した廃棄物処理計画書の提出をさせること。
6. 工事中は建設廃棄物の処理が適正に行われているか注意を払うこと。
7. 工事が終わった時は元請業者に報告させ、建設廃棄物が適正に処理されたことを確認する。また、建設廃棄物が放置されていないか注意を払うこと。
8. (対象建設工事である場合) 建設リサイクル法に従うこと。
※建設リサイクル法(=「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」)

9. (業務用冷凍空調機器の所有者である場合) フロン排出抑制法に従うこと。
※フロン排出抑制法(=「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」)

<施工業者説明用資料>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)

<排出事業者責任の基本事項>

建設廃棄物の処理責任は元請業者にある。

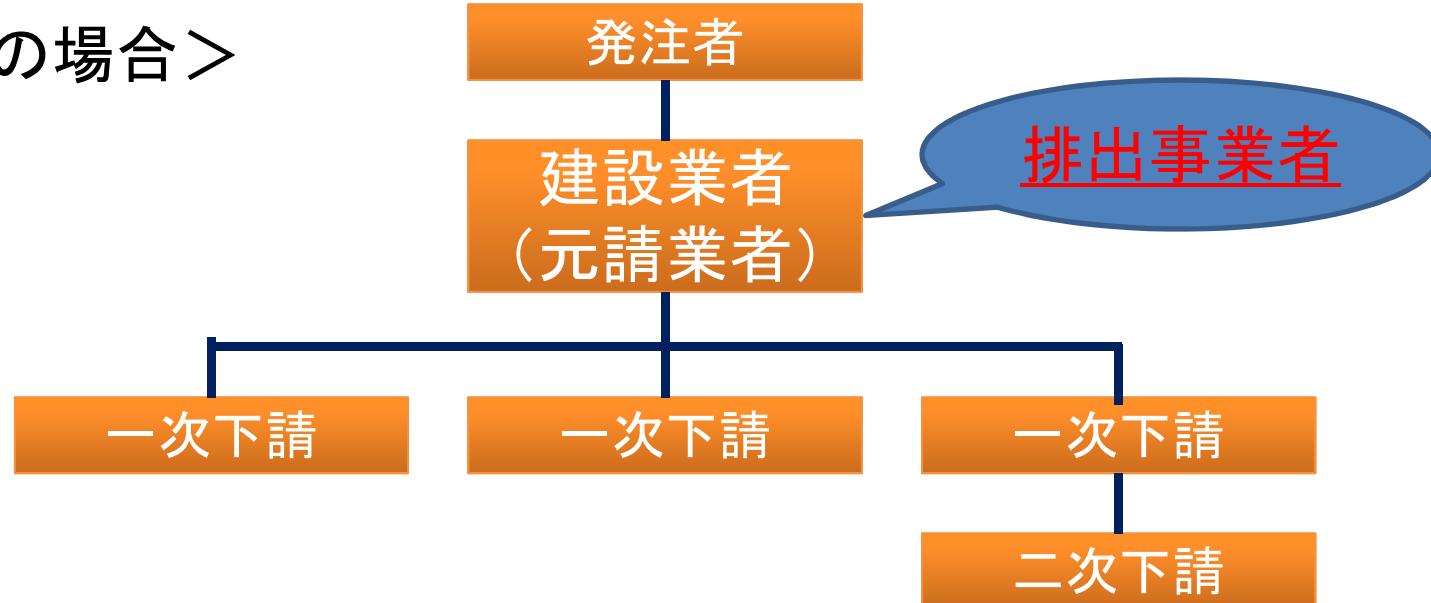
(法第21条の3第1項)

土木建築に関する工事(建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。)が数次の請負によって行われる場合にあっては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律(略)の規定の適用については、当該建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)の注文者から直接建設工事を請け負った建設業(建設工事を請け負う営業(その請け負った建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。)をいう。以下同じ。)を営む者(以下「元請業者」という。)を事業者とする。

<施工業者説明用資料>

建設廃棄物の排出事業者

<通常の場合>



- 解体工事等を元請業者から一括して請け負わされた場合は？
- 解体工事等を工務店や不動産屋から紹介された場合は？

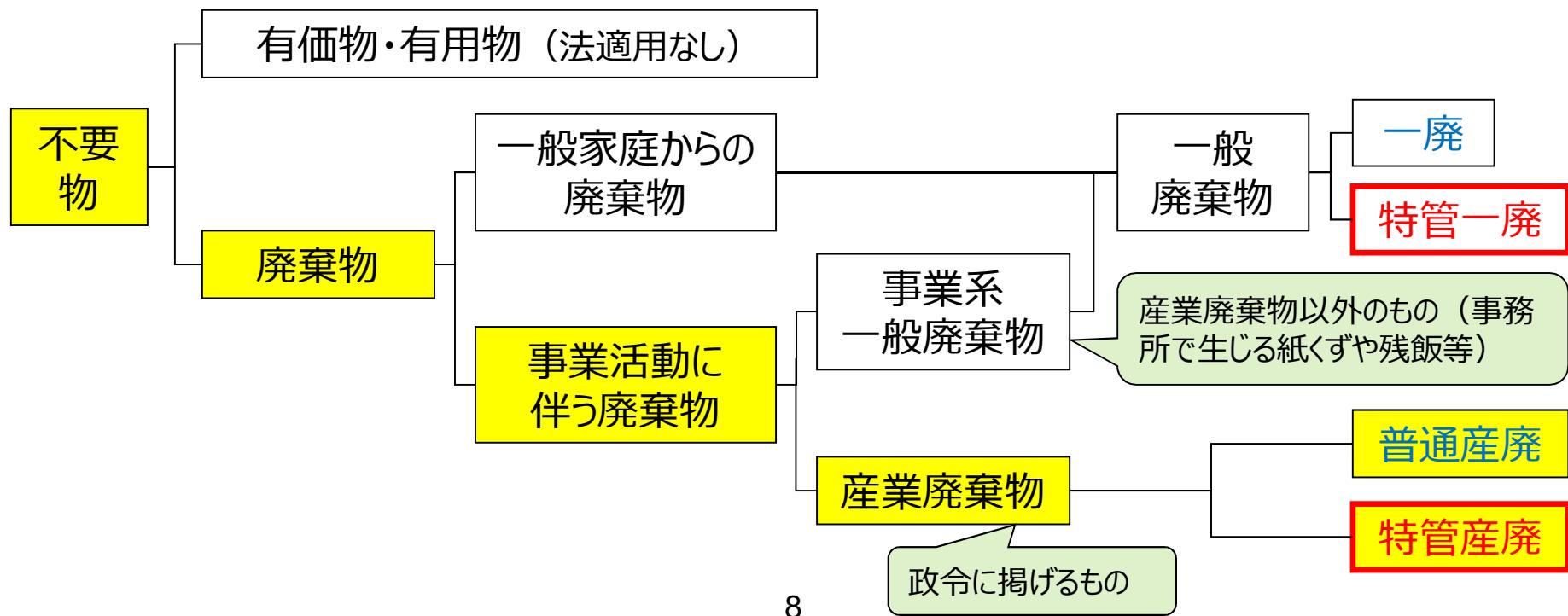
⇒ 適切に判断しなければ、廃棄物処理法違反につながることがあります。

○廃棄物の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法） 第2条第1項

「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、～略～ その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの。（放射性廃棄物を除く）
※浚渫土、建設発生土は法の対象外

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断する。



○石綿含有廃棄物等の定義

■ 廃石綿等(廃棄物処理法施行規則第1条の2第7項)

- ・建築物その他の工作物から除去された次の廃棄物

吹付け石綿、石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材

その他の保温材、断熱材、耐火被覆材 (人の接触、気流及び振動等により石綿が飛散するおそれのあるもの)

- ・吹付け石綿等の除去に使用されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣等
- ・特定粉じん発生施設が設置されている事業場において生じた集じん物、防じんマスク集じんフィルター、その他の用具・器具 (石綿が付着しているおそれのあるもの)

■ 石綿含有廃棄物(廃棄物処理法施行規則第1条の3の3、第7条の2の3)

- ・石綿含有産業廃棄物

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を越えて含有するもの（「廃石綿等」を除く）

- ・石綿含有一般廃棄物

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた一般廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を越えて含有するもの

○石綿含有廃棄物等の定義

産業廃棄物

- ・廃プラスチック類 ・ガラスくず ・がれき類 等

石綿含有産業廃棄物（非飛散性アスベスト）

- ・石綿を含むPタイル（廃プラスチック類）
- ・石膏ボード（ガラスくず）
- ・石綿スレート板（がれき類） 等

特別管理産業廃棄物

- ・爆発性、毒性、感染性等の性状を有する産業廃棄物

廃石綿等（飛散性アスベスト）

一般廃棄物

- ・家庭からのごみ ・事務所からの紙くず、食品残渣等

石綿含有一般廃棄物

- ・日曜大工によって排出された石綿スレート等

特別管理一般廃棄物

- ・爆発性、毒性、感染性等の性状を有する一般廃棄物

主な法令における石綿含有建材の名称

(参考)国土交通省
「アスベスト対策Q&A」

法令	建材の種類		
	石綿含有吹付け材 (レベル1相当)(※)	石綿含有耐火被覆材 石綿含有保温材 石綿含有断熱材 (レベル2相当)(※)	その他の石綿含有建材 (レベル3相当)(※)
建築基準法 (所管:国土交通省)	吹付け石綿 石綿含有吹付けロックウール	対象外	対象外
大気汚染防止法 (所管:環境省)	特定建築材料 (吹付け石綿)	特定建築材料 石綿含有耐火被覆材 石綿含有保温材 石綿含有断熱材	対象外
大阪府生活環境の 保全等に関する条例 (所管:大阪府)	石綿含有建築材料 (吹付け石綿)	石綿含有建築材料 石綿含有耐火被覆材 石綿含有保温材 石綿含有断熱材	石綿含有建築材料 (石綿含有成形板)
労働安全衛生法 石綿障害予防規則 (所管:厚生労働省)	建築物等に吹き付けられた石綿等	石綿等が使用されている 保温材、耐火被覆材等	石綿等
廃棄物処理法 (所管:環境省)	廃石綿等 特別管理産業廃棄物	廃石綿等 特別管理産業廃棄物	石綿含有産業廃棄物

(※)「建築物の解体等工事におけるアスベスト粉じんへのばく露防止マニュアル」(建設業労働災害協会)で作業レベルをレベル1~3に分類し、便宜的に主な建材の区分としても使用。なお、一般的な呼称である。

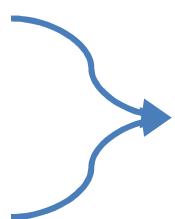
○石綿含有廃棄物等の適正処理に向けたポイント

①管理体制

②建設工事現場における保管

③収集・運搬

④処分



処理の委託

＜説明用資料(発注者・施工業者共通)＞

アスベスト(石綿)廃棄物の適正処理について

●廃石綿等(特別管理産業廃棄物)の処理(一部抜粋)

①管理体制 特別管理産業廃棄物管理責任者を設置。

②建設工事現場における保管

- ・周囲に囲いを設け、保管場所であることや保管場所の責任者の連絡先等を掲示。
- ・飛散防止措置として、湿潤化させ厚さ0.15mm以上のプラスチック袋で二重梱包。

③処理の委託

- ・廃石綿等の許可を有する特別管理産業廃棄物収集運搬、処分業者に委託。
- ・国の認定を受けた無害化処理施設に委託。

●石綿含有産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)の処理(一部抜粋)

①管理体制 産業廃棄物管理責任者を置くように努める。

②建設工事現場における保管

- ・周囲に囲いを設け、保管場所であることや保管場所の責任者の連絡先等を掲示。
- ・変形又は破断させない、飛散しないようシート掛け、袋詰め等の対策を講ずる。

③処理の委託

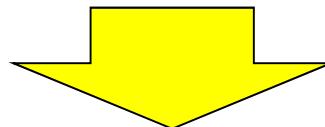
- ・廃棄物の種類に応じた許可を有する産業廃棄物収集運搬、処分業者に委託。
- ・国の認定を受けた無害化処理施設に委託。
- ・委託契約書及びマニフェストには、石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を記載する。

※石綿(アスベスト)に関すること

<http://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohaiki/kenpai/index.html>

廃石綿等の不適正処理について

解体工事で生じた廃石綿等をがれき類(石綿含有産業廃棄物)として元請業者が処理業者に処理を委託した。



- 廃石綿等は特別管理産業廃棄物であり、がれき類(石綿含有産業廃棄物)として処理できない。
- 処理を委託する場合、廃石綿等の許可を有する特別管理産業廃棄物収集運搬、処分業者に委託。

問い合わせ先

地域	担当	電話番号
大阪市域	大阪市 環境局 環境管理部 環境管理課 産業廃棄物規制グループ	06-6630-3284
堺市域	堺市 環境局 環境保全部 環境対策課	072-228-7476
豊中市域	豊中市 環境部 事業ごみ指導課	06-6858-3070
吹田市域	吹田市 環境部 環境保全指導課 産業廃棄物指導グループ	06-6384-1799
高槻市域	高槻市 市民生活環境部 資源循環推進課	072-669-1886
枚方市域	枚方市 環境部 環境指導課	050-7102-6014
八尾市域	八尾市 経済環境部 産業廃棄物指導課	072-924-3775
寝屋川市域	寝屋川市 環境部 環境保全課	072-824-1021
東大阪市域	東大阪市 環境部 産業廃棄物対策課	06-4309-3207～8
大阪府域 (上記9市域以外)	大阪府環境農林水産部 循環型社会推進室産業廃棄物指導課	06-6210-9570



ご清聴ありがとうございました